

リーマン・ブラザーズ証券の 破綻に伴う対応について



株式会社 日本証券クリアリング機構
Japan Securities Clearing Corporation

平成21年1月27日

目次

I . 決済履行保証スキームの概要

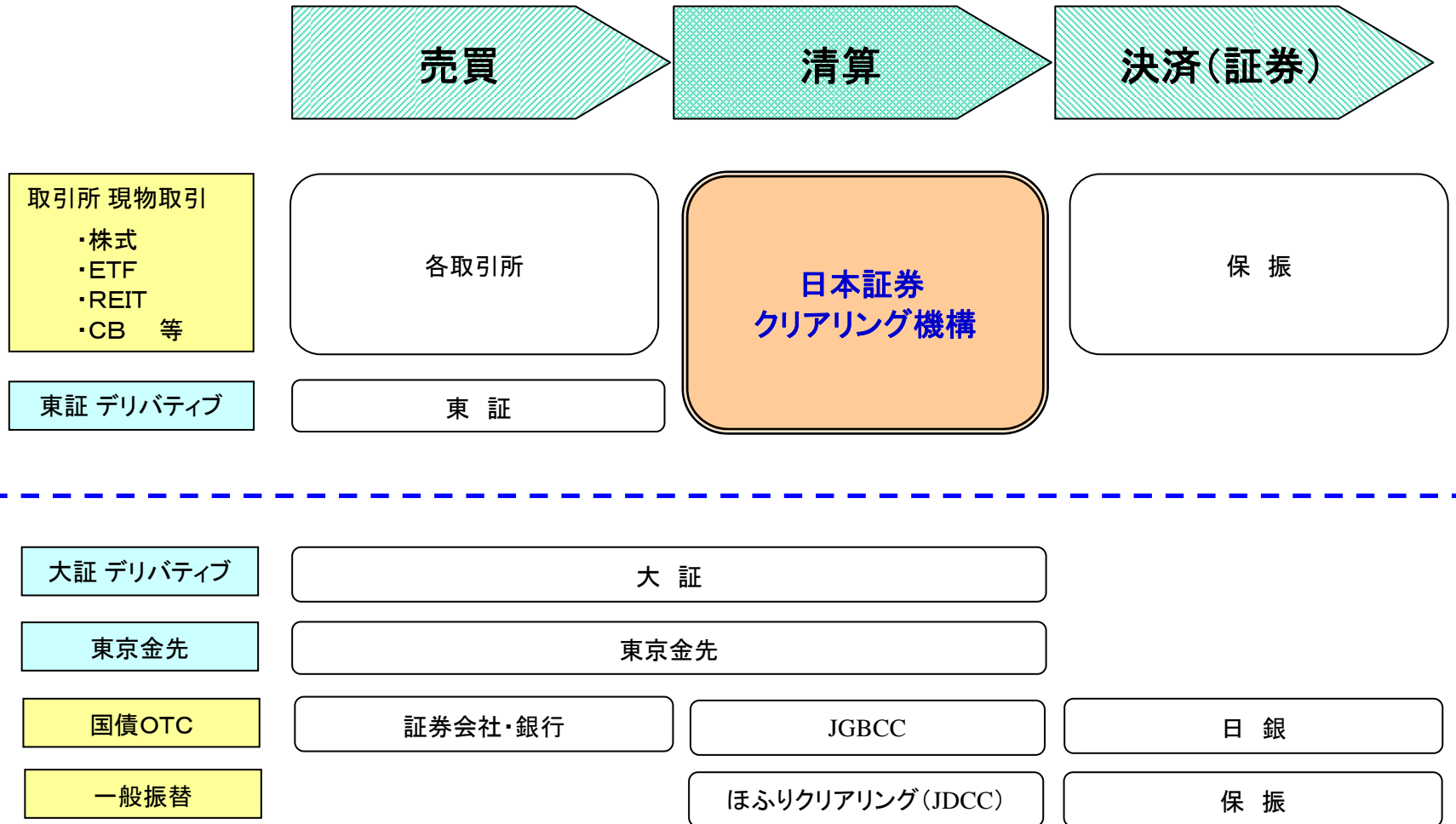
1. 当社の業務範囲(清算対象)
2. 決済履行保証スキームの概要

II . リーマン・ブラザーズ証券の破綻に伴う対応

1. 支払不能のおそれの確認～債務引受けの停止等
2. 未決済約定の処理の概要
 - (1)現物取引
 - (2)デリバティブ取引
3. 破綻処理による損失
4. 結び

I. 決済履行保証スキームの概要

1. 当社の業務範囲(清算対象)



2. 決済履行保証スキームの概要

- 清算参加者が決済不履行を発生させた場合であっても、当社が他の清算参加者との決済を履行し、市場の信頼性、安定性を維持
- 破綻清算参加者の未決済約定の処理により当社に発生した損失はルールに従って補填

①清算参加者破綻時の主な対応

- ◆破綻清算参加者の債務の引受けを停止
- ◆破綻清算参加者に対する決済代金・証券の引渡しを停止
- ◆他の清算参加者への代金の支払いは、資金決済銀行からの資金調達により履行
- ◆他の清算参加者への証券の引渡しは、市場において証券を調達して履行
- ◆他の清算参加者から引渡しを受けた証券は、市場で処分
- ◆デリバティブ取引の建玉については、反対売買又は建玉移管により処理

②損失の補填スキームの概要

破綻清算参加者の未決済約定の処理により当社に損失が発生した場合には、以下の順位により補填

順位	項目	内容	残高(※)
①	破綻清算参加者の預託金(担保)	○破綻した清算参加者が預託している担保(清算基金、取引証拠金等)により補填 —自己責任を原則としており、原則、破綻者本人の預託している担保により補填を行う	—
②	各証券取引所からの損失補償	○各証券取引所と当社との間で締結する損失補償契約に基づき損失を補填	(現物) 約108億円 (派生) 約104億円
③	当社の剰余金	○当社の資本の額のうち、資本金・資本準備金・利益準備金を控除した額により損失を補填	約106億円
④	清算参加者による相互保証	○破綻清算参加者以外の清算参加者により残りの損失を補填	—

(※)2008年3月末現在

Ⅱ. リーマン・ブラザーズ証券の破綻に伴う対応

1. 支払不能のおそれの確認～債務引受けの停止等

○9／15 午後

リーマン・ブラザーズ証券の親会社であるリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクが、米国連邦破産法のChapter11を申請

○9／15 夜

金融庁がリーマン・ブラザーズ証券に対して業務停止命令を発令

○9／16 未明

リーマン・ブラザーズ証券に決済の見込みを確認し、支払い不能のおそれがあることを確認

○9／16 朝

- ・リーマン・ブラザーズ証券に対して、債務引受けを停止
→各証券取引所でも売買を停止
- ・リーマン・ブラザーズ証券に対する決済代金・証券の引渡しを停止

2. 未決済約定の処理の概要

(1) 現物取引

○整理売買

リーマン・ブラザーズ証券の未決済約定（9/10～9/12約定分）が

- ・ 売越しの銘柄 : 売越し分の証券を市場で調達
- ・ 買越しの銘柄 : 買越し分の証券を市場で処分

○資金決済

リーマン・ブラザーズ証券が当社に支払うべき代金については、当社が資金決済銀行から所要資金を調達し、他の清算参加者への支払いを実施（※所要資金は現物取引・デリバティブ取引合計で計算）

(2) デリバティブ取引

○建玉の処理

- ・リーマン・ブラザーズ証券の自己分の建玉については、9 / 17以降、速やかに反対売買を実施
- ・顧客分の建玉については、9 / 24 正午までに反対売買とするか建玉移管とするか申告を求め、申告の内容に従い反対売買又は建玉移管を実施（申告がなかったものについては反対売買を実施）

※国債先物取引の受渡決済については、現物取引の整理売買と同様に処理

○資金決済

リーマン・ブラザーズ証券が当社に支払うべき値洗差金及びオプション・プレミアムについては、当社が資金決済銀行から所要資金を調達し、他の清算参加者への支払いを実施（※所要資金は現物取引・デリバティブ取引合計で計算）

3. 破綻処理による損失

○リーマン・ブラザーズ証券の未決済約定の処理により当社に発生した損失については、リーマン・ブラザーズ証券から預託を受けている担保によりすべて充当

⇒取引所からの損失補償、当社の剰余金による補填、清算参加者による相互保証に至ることなく処理が完了

4. 結び

○当社設立後、初の清算参加者の破綻事例

○当社のリスク管理制度が有効に機能したことで、他の清算参加者及びその顧客への影響を回避